

## 香取広域市町村圏事務組合職員分限懲戒審査会規程

平成18年 3 月 27 日

訓令第30号

改正 平成22年 6 月 28 日 訓令第 2 号

平成27年 3 月 3 日 訓令第 3 号

平成29年 3 月 17 日 訓令第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、職員に対する分限及び懲戒処分の公正を期するため職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第 5 号)第 5 条及び職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第 6 号)第 5 条の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合職員分限懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第 2 条** 審査会は、管理者の命令により次に掲げる事項を調査し報告する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第 1 項の規定による職員の意に反する降任及び免職に関する事項
- (2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒に関する事項

(組織)

**第 3 条** 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、事務局長、総務課長及び業務課長、消防本部次長、消防本部総務課長及び消防本部警防課長並びに消防署長をもって充てる。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 会長は、事務局長の職にある者をもって充てる。

- 2 副会長は、消防本部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

**第 5 条** 審査会の会議(以下「会議」という。)は、必要の都度会長が招集し、

その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に関係のある事案については、議事に加わることはできない。

(関係者の意見聴取等)

**第6条** 審査会において、審査のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者等に対して必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(審査結果の報告)

**第7条** 会長は、審査会が終了したときは、速やかに当該会議の結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

**第8条** 審査会の庶務は、管理者の定める機関において処理する。

(その他)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

#### 附 則 (平成22年6月28日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月3日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年3月17日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。